勘定科目内訳明細書の記載内容の簡素化【書面申告も同様】

【概要】

勘定科目内訳明細書について、①記載省略基準の柔軟化(件数基準の創設)、②記載単位の柔軟化などの見直しを行った。

見直し前

科	目		相	手 先			期末現在高		摘 要	要		
		名	称(氏名)	所	在 地	地	(住所)	2011年9月11日			STAL	×.
								78.97	Ŧ	19		
				-								

■例:売掛金(未収入金)の内訳書

記載要領において、

- ① 期末現在残高が50万円以上であれば、全て記載
- ② 相手先単位での記載(名称、所在地別)

等を定めている。

見直し後

売掛金 (未収入金) の内訳書

1 4	8	相					期末現在高 摘 要	
科		名	称(氏名)	所	在	地	(住所)	期 末 現 在 高 摘 要
								百万 千 四
	-							
	_							

Ⅰ 例:売掛金(未収入金)の内訳書

記載すべき相手先が100件超の場合、

- ① 期末現在残高が50万円以上 or 上位100件の記載
- ② <u>相手先単位</u>での記載 or <u>支店、事業所別</u>の記載 とすることで、法人が記載方法について選択可能とする。
- (注) 1 買掛金(未払金・未払費用)の内訳書等、記載量が多くなる傾向 にあるものも①と同様の見直し。
 - 2 受取手形の内訳書等、相手先を記載単位としているものも②と | 同様の見直し。
- ※ 上記の見直しのほか、次の事項について記載内容の簡素化を図った。
 - ・ 貸付金及び受取利息の内訳書の「貸付理由」欄並びに借入金及び支払利子の内訳 書の「借入理由」欄等の削除。
 - ・ 雑益、雑損失等の内訳書における固定資産売却損益に係る記載を不要とした。
 - ・ 仮払金(前渡金)の内訳書、仮受金(前受金・預り金)の内訳書の「取引の内容」 欄を「摘要」欄に変更し、自由記載とした。